

特別養護老人ホームなごみの郷料金表

	基本単位 / 日	食事料金 / 日	居住費 / 日	日常生活費・ 教養娯楽費 / 日	月負担目安 (加算・別料金含まず)	別料金
要介護1	661単位	1,392円 (2021年8月～) 1,445円	2,006円	100円	125,047円	(注)参照
要介護2	730単位				127,146円	
要介護3	803単位				129,367円	
要介護4	874単位				131,527円	
要介護5	942単位				133,595円	



※上記の月負担負担目安は1割負担の方の場合です。

○ 地域区分が7級地のため、1単位10.14円で計算します。そのうち自己負担金額は1割又は2割又は3割です。

○ 下記加算単位に該当する場合、上記基本単位に追加されます。

【加算(1日あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】日常生活継続支援加算(Ⅱ)46単位・看護体制加算(Ⅰ)12単位・看護体制加算(Ⅱ)123単位・夜勤職員配置加算(Ⅱ)146単位又は(Ⅳ)161単位・個別機能訓練加算12単位・若年性認知症入所者受入加算120単位・常勤医師配置加算25単位・認知症療養指導加算5単位・障害者生活支援体制加算(Ⅰ)26単位又は(Ⅱ)41単位・初期加算30単位・施設外泊時費用246単位・栄養マネジメント強化加算11単位・施設外泊時在宅サービス提供加算560単位・療養食加算6単位×1～3回・看取り介護加算(Ⅰ)72単位、144単位、680単位、1280単位又は(Ⅱ)72単位、144単位、780単位、1580単位・経口移行加算28単位・配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間650単位)、(深夜1300単位)・在宅復帰支援機能加算10単位・在宅・入所相互利用加算40単位・認知症専門ケア加算(Ⅰ)3単位又は(Ⅱ)4単位・認知症行動心理症状緊急対応加算200単位・安全対策体制加算20単位・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位又は(Ⅱ)18単位又は(Ⅲ)6単位。

【加算(1月あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位又は(Ⅱ)200単位又は100単位・個別機能訓練加算(Ⅱ)20単位・ADL維持等加算(Ⅰ)30単位又は(Ⅱ)60単位・口腔衛生管理加算(Ⅰ)90単位又は(Ⅱ)110単位・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)3単位又は(Ⅱ)13単位・排せつ支援加算(Ⅰ)10単位又は(Ⅱ)15単位又は(Ⅲ)20単位・自立支援促進加算300単位・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)40単位又は(Ⅱ)50単位・退所前訪問相談援助加算460単位・退所後相談援助加算460単位・退所時相談援助加算400単位・退所前連携加算500単位・経口維持加算(Ⅰ)400単位・経口維持加算(Ⅱ)100単位・再入所時栄養連携加算200単位。

【該当となった場合総単位数に乗じた単位数が加算されます。(1月あたり)】

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数に8.3%を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)・・・総単位数に(Ⅰ)の場合2.7%、(Ⅱ)の場合2.3%を乗じた単位数が加算されます。

○ 日常生活費・教養娯楽費内訳(シャンプー、リンス、ボディソープ、レクリエーション費等。)

○ 小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(注)別料金 事務管理(預り金)手数料(1500円/月)・おやつ代金・売店料金・行事参加代金・補助食品代金・喫茶店代金・買い物代金・本人購入希望品(口腔関連費等)・理美容料金・医療機関受診料・薬代金・インフルエンザ予防接種代・電気料(1電化製品につき30円/日)・外泊長期入院中の居住費(居住費×日数)等。

負担限度額・・・世帯全員が市町村民税非課税世帯の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、居住費・食費が軽減されます。

対象者	区分	食事料金(日額)	居住費(日額)	高額介護サービス
世帯全員が市町村民税非課税者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	300円	820円	15,000円
	公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	820円	15,000円
	利用者負担段階が第1・2段階以外の方	650円	1,310円	24,600円
市町村民税課税者	上記以外の方	1,392円 (1,445円)	2,006円	37,200円
※第1～3段階の方は、上記要件の他に、配偶者も市町村民税非課税者であり、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。				44,400円 (現役並み所得者)